

訴 状

平成30年2月16日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人

(主任) 弁護士 小 島 延 夫

同 金 子 春 菜

原 告 杉 英 夫

原 告 岩 村 信 弘

原 告 小 林 京 子

原 告 根 岸 志 の ぶ

原 告 岩 崎 健 太

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2丁目3番1号

岩波書店アネックス7階

東京駿河台法律事務所 (送達場所)

原告ら訴訟代理人 弁護士 小 島 延 夫

同 金 子 春 菜

電話 03-3234-9133 FAX 03-3234-9134

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号

被 告 中 野 区 区 長 田 中 大 輔

怠る事実の違法確認請求事件

訴訟物の価額 算定不能

貼付印紙代 1万3000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告が、東京都市計画公園第4・4・3号中野公園再整備実施工事により同公園の価値を減少させ、同公園の適正な管理をしないことが違法であることを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との裁判を求める。

請 求 の 原 因

1 当事者

- (1) 原告らは、中野区の住民である。
- (2) 被告中野区区長田中大輔は、中野区の執行機関であり、中野区の財産を管理する者である。

2 怠る事実（本件公園の価値を減少させ、適正な方法による管理をしないこと）

東京都市計画公園第4・4・3号中野公園（区公園名称：平和の森公園，以下「本件公園」という。）は、中野区が公共用に供している財産であり、地方

自治法238条4項にいう「行政財産」にあたるものである。同法238条の4第2項1号・3号・4号かっこ書が、「当該行政財産の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者」に限って、行政財産の貸し付け又は私権の設定をすることができる旨規定していることからすれば、普通地方公共団体が行政財産を管理するにあたっては、適正な方法による管理を行う義務がある。

そして、本件公園については、平和の森再整備基本設計（甲1号証）に基づき、多目的広場への拡充を主な目的とした樹木の伐採と水場施設の変更、また陸上トラック及び築山滑り台、バーベキューサイトの新規設置等の工事（以下、「本件工事」という）が行われている。

しかしながら、本件工事は、以下の理由から、本件公園の価値を減少させるものであり、被告は、適正な方法による管理を行うという作為義務を違法に怠っている。

（1）樹木の伐採等

ア 本件工事により、本件公園内の樹木の伐採が大量に行われることが予定されており、現在伐採が進んでいる。

2016年10月16日から19日にかけて行われた平和の森公園再整備基本設計（案）区民説明会の実施結果において公表されている資料（甲2号証）によれば、「樹木の伐採本数はどれくらいか」との質問に「公園再整備で影響する樹木は226本である。このうち41本は移植が可能である」（甲2号証，2（6）No.7）と回答されており、本件工事によって、少なくとも185本の樹木が伐採されることになる。

さらに、平和の森公園再整備実施計画（甲3号証の3、4）によれば、17,814本（内中高木は254本）を伐採し、それに加えて214本の間伐を行うとする（甲3号証の1、2）。これにより、本件公園の森林景観の中核をなす少年スポーツ広場周辺の樹木の大半が伐採されることになる（甲3号証の5、甲4号証）。したがって、工事によって、本件公園の森林景観のうち、その中核をなす部分の樹木が失われ、その部分についてはも

はや森とは呼べない程の変更が加えられることになる。

本件公園の価値は、「平和の森」との名称が示すとおり、樹木が生い茂り、森を形成して、緑地の少ない中野区において相当規模の森林景観を提供する点にある。にもかかわらず、17,814本の樹木を伐採することになれば、森林景観を損なうことは間違いなく、これは本件公園の価値を減少させる行為といえる。

イ 都市緑地法4条1項が定める「基本計画」として、中野区では「中野区みどりの基本計画」（以下、「本件基本計画」とする）を定めている。都市公園法3条2項は公園の設置につき同計画に沿うことを求めている。しかし、平成29年10月05日中野区議会区民委員会（第3回定例会）の会議録（甲5号証）において、本件基本計画に基づくみどり率につき、平成30年の目標18.5%に対し、28年現在で17.46%と、目標値に1.04ポイント不足することが確認されており、今後の公園の開設も考慮しても、私有地の樹木減少も見込まれるため、平成30年の目標達成は困難な状況であることが確認されている。そうだとすれば、本件工事による樹木の伐採は本件基本計画に沿うものとはいえず、違法な伐採である。

(2) 保育園児等乳幼児の遊び場、小学生の活動場やお年寄り及び家族の憩いの場としての安全性、利便性の減少

平和の森公園再整備基本設計（甲1号証）によれば、現在「草地広場」と呼ばれている場所に、300メートル周回トラック及び100メートルの直線トラックを設置する予定となっている。

現在「草地広場」は、休日になれば小さい子連れの家族の憩いの場であり、平日は周辺の複数保育園から広く安全な遊び場を求める園児と保育士が多数集まり、また、お年寄りの憩いの場として、機能している（甲6号証、甲7号証）。また、小学生の活動場としても利用されている（甲6号証）。

しかし、トラックを設置することになれば、トラック利用を想定されている中学生もスパイクを使用しての練習が考えられる（甲2号証の2(4)No.1）。

その場合、運動能力に劣るお年寄りや幼児、周辺認識能力に欠ける幼児がトラック利用者と接触事故を起こすことも十分考えられる。一方、その対策は中野区ではなく、利用学校、具体的には部活動の顧問の責任に任せられて、お互いのルール作りすら想定されていない。これは、都市公園法3条3項、都市公園法施行令7条に反し、違法である

さらに、このような状況では、いつトラックが利用されるかわからない以上、現在もっとも利用している周辺の保育園児の利用控えが予想される。設置される周回トラックは300メートルと公式記録に使用できるものではなく（日本陸上競技連盟競技規則160条1項参照）、今後周辺の学校等における陸上競技のニーズについても具体的な予測もなく、実際の利用者を想定されているといえない。

そうすると、現在の利用状況は事実上消滅するだけでなく、代替りの利用者も不在となれば、現実的に本件公園の利用者が減少してしまい、公園の価値の減少につながる。

また、平和の森公園再整備実施設計書（甲8号証）によれば、築山をコンクリートで固め、すべり台とすることが予定されている。近隣同種のすべり台において、それを利用した乳幼児や小学生等が怪我をするという事故がしばしば起きている。築山をこのように危険な遊具に変更することは、保育園児等乳幼児の遊び場や、小学生の活動場としての本件公園の安全性が損なわれ、都市公園法3条3項、都市公園法施行令7条に反し、違法であり、また公園の利便性が損なわれることで、その価値の減少につながるといえる。

(3) バーベキューサイトの設置による悪影響

バーベキューサイトの設置により、ごみの始末、それによる臭いや煙・騒音による侵害を公園利用者及び公園近隣住民は受けるおそれがある。

現在の公園は料理・食事するような施設はなく、上記「草地広場」において、わずかにピクニック的な利用があるに過ぎない。しかし、バーベキューサイトが設置されれば、臭いやごみの処理により利用環境が悪化することが予想さ

れる。事実、中野区内にある四季の森公園はイベントスペースからの煙害・臭害が現在近隣住民を悩ませている。

また、アルコール飲酒行為などにより公園全体の雰囲気も幼児教育にとって相応しくないものになると思われる。そうなれば、現在の利用状況は事実上消滅することも予想され、結果として、公園の価値の減少となると考える。さらに、その場合、公園の周辺における静かで清潔な環境が侵害され、周辺の住宅の資産価値が下がる可能性がある。いいかえれば、工事により周辺の価値を減少する行為であり、周辺住民における公園の価値の減少をもたらす。

(4) 貴重種の喪失

現在の平和の森公園の滝壺（甲10号証に記載「W1」）及び池（甲10号証に記載「W6」）に生息するとされているミナミメダカが本件工事により少年野球広場が拡張される過程で当該滝壺及び池の環境に大きな影響を与え、平和の森公園再整備実施工事により失われる可能性がある。ミナミメダカは環境省レッドブック（甲9号証）によれば絶滅危惧種Ⅱ類であることから、同種が喪失すれば公園の価値が減少する。

3 怠る事実 住民監査請求における手続違法

原告は、平成29年12月4日付けで住民監査請求を行ったが、中野区監査委員は、平成30年1月17日付けでこれを不適法却下とした（甲11号証）。

しかし、この判断は、地方自治法第242条第6項の規定の意見陳述なしに行われたものであり、手続的違法がある。

さらに、住民監査委員である甲田百合子は2017年4月まで中野区議会建設委員会委員長として平和の森公園再整備実施工事計画の決定に関与し、直接の利害関係を有するといえ、同委員の本件住民監査業務への参画が地方自治法第199条の2に反し、手続的違法がある。また、住民監査委員である大内慎吾は中野区議会建設委員会委員としてバーベキューサイトを発案しており、平和の森公園再整備実施工事計画に関与し、直接の利害関係を有すると

いえ、同委員の本件住民監査業務への参画が地方自治法第199条の2に反し、手続的違法がある。

住民監査請求手続は財政民主主義の実現の一貫として認められた手続であり、行政財産の管理は財政民主主義に則って行われなければならないことに鑑みれば、このような手続違法がある場合も、地方自治法242条第1項の「財産管理を怠る事実」に含まれ、同法242条の2第1項第3号の「怠る事実」があると認められる。

4 監査請求

原告らは、平成29年12月4日付けで中野区監査委員に対し、地方自治法242条1項に基づき、中野区区長に対して本件公園の工事の中止及び工事がされた場合の原状回復等の必要な措置を行うことを求める住民監査請求を行ったが、中野区監査委員は、平成30年1月17日付けでこれを不適法却下とし、その決定は、同年同月18日から19日にかけて送達された。

5 総括

よって、請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

証 拠 方 法

証拠説明書記載の通り

附 属 書 類

1	甲号証写し	各1通
2	証拠説明書	1通
3	訴訟委任状	5通

以 上